

防災行政無線などを用いた情報伝達訓練を行います

▷問い合わせ先＝防災管理室(☎内線239)

Jアラート(全国瞬時警報システム)による緊急情報を確実に伝えるため、全国一斉の訓練が行われます。

▷日時＝5月15日(水)午前11時ごろ

▷内容＝市内に設置している防災行政無線の屋外拡声子局および希望世帯に設置した戸別受信機から放送を行うほか、ツイッター、SNSへの配信、FMねまらいんへの割込放送も行います。

なお、実際にJアラートの情報を受信した場合、下表のような方法で情報を伝えることとしています。今回の訓練は①に該当します。

※Jアラート(全国瞬時警報システム)とは、地震・津波や武力攻撃などの緊急情報を、国から市町村へ、人工衛星などを利用して瞬時に情報伝達するシステムです。

■放送内容

(上りチャイム)

これはJアラートのテストです。

※3回繰り返し

(下りチャイム)

■本年度の防災行政無線などを用いた情報伝達訓練の実施予定日

▷情報伝達訓練＝8月28日(水)、12月4日(水)、2月19日(水)

▷緊急地震速報伝達訓練＝6月18日(火)、11月5日(火)

※訓練を実施する際は、あらかじめお知らせします。



■Jアラートの情報伝達方法

情報の種類	防災行政無線	ツイッター	SNS (地域のきずな)	コミュニティFM 割込放送	緊急速報 メール(※)
① 国民保護情報 など	○	○	○	○	○
② 緊急地震速報	○	—	—	○	○

※今回の訓練では緊急速報メールは配信されません。

行政相談委員にお気軽にご相談ください

▷問い合わせ先＝市民環境課市民生活係(☎内線128)

4月1日付けで、菅野八重子さん(再任)、刈谷利雄さん(再任)、細川文規さん(新任)が、総務大臣から行政相談委員に委嘱されました。

行政相談委員は、国が行う仕事をはじめ、NTT東日本、東日本高速道路株、国立大学法人、日本年金機構などの特殊法人や独立行政法人などが行っている仕事についての相談を無報酬で行っています。

困っていること、要望したいことなどがありましたら、お気軽にご相談ください。



▷行政相談委員の皆さん

- ・菅野八重子さん(猪川町/☎@4413)
- ・刈谷利雄さん(三陸町越喜来/☎@2306)
- ・細川文規さん(末崎町/☎@3663)

▷相談場所など＝行政相談は、毎月1回、市役所で実施しています。相談は無料で、秘密は守られます。

※相談日は広報大船渡お知らせ版でお知らせします。5月の行政相談は5月17日(金)の午後1時から3時まで、市役所本庁第2会議室で行います(要予約)。

(13) 広報大船渡 令和元年5月8日号(No. 1150)

▷問い合わせ＝市役所☎0192@3111

6次産業化支援事業補助金のご案内

▷申請先 / 問い合わせ先＝起業支援室(☎内線106)

市は、地域産業の活性化を図るため、地域の農林水産物を活用した加工品などの開発費や加工施設、販売施設などの整備費に対して補助金を交付します。

▷対象＝次のいずれかに該当し、市税を滞納していない個人または団体

- ①市内で事業を営む中小企業者
※小規模事業者や農林漁業者も含まれます。
- ②市内に事業所を有する農業協同組合法、水産業協同組合法、森林組合法に基づく組合
- ③①と②で構成される団体
※加工施設等整備事業は、農林漁業者を構成員に含む団体に限ります。

■加工品等開発事業

▷補助対象経費＝加工品などの開発、販路開拓などに要する経費

▷補助率＝対象経費の2/3以内

▷補助限度額＝50万円



■加工施設等整備事業

▷補助対象経費

- ①加工品などの開発、製造に必要な加工施設、機械などの整備に要する経費
- ②地域の農林水産物、加工品などを販売、提供する施設や器具などの整備に要する経費
※②は、地域の農林水産物、加工品などが販売総額の5割以上を占めるもの

▷補助率＝対象経費の1/2以内

▷補助限度額＝50万円

■両事業共通事項

▷申請などのスケジュール

- ・事前相談＝5月8日(水)～6月20日(木)
※事前に電話などで予約が必要です。
- ・申請期間＝5月15日(水)～6月21日(金)
※申請後に審査し、可否を決定します。
- ・事業実施期間＝補助金交付決定から令和2年3月13日(金)まで
- ▷申請書の配布場所＝市役所本庁起業支援室に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

あなたの起業を応援します～起業家経営安定化支援事業補助金～

▷申請先 / 問い合わせ先＝起業支援室(☎内線106)

市は、起業意欲の向上と経営の早期安定化を図るため、市内で新たに起業した人の経営に必要な経費に対し、補助金を交付します。

▷対象＝次のいずれにも該当し、市税を滞納していない人

- ①市内に事業所などがあり、新規に起業した人
※平成26年4月1日以後に、個人開業届けの提出または会社設立登記を行い、起業・創業した人
- ②国・県などの起業、創業に関する補助金などの交付決定(※)を受けて事業を完了し、対象となる事業が完了した日から2年未満の人または大船渡ビジネスプランコンテストにおいて賞を受賞した日から2年未満の人(ビジネス部門にお

いては事業化した日から2年未満)

※「岩手県さんりくチャレンジ推進事業」において交付決定を受けた人も対象となります。

▷補助対象経費＝事業所などの月額賃借料、事業所などで使用する事務機器などのレンタル・リース料

▷補助率＝対象経費の1/2以内

▷補助限度額＝40万円

▷申請書の配布場所＝市役所本庁起業支援室に備え付けているほか、市のホームページからダウンロードできます。

▷その他

- ・申請順に審査します。
- ・補助金の対象期間は最初の申請から1年間です。

(12)